

第1章 沖縄愛楽園及び周辺地域の概要

1 沖縄愛楽園の概要

(1) 施設の概要

① 施設の状況

沖縄愛楽園の敷地面積は 300,632 m²、建築面積は合計 34,238 m²となっている。

施設機能は大きく6つの部門で構成されており、医療部門、看護・介護部門、福祉部門、サービス部門、管理部門、その他となっている。

主な施設（建物）は全て鉄筋コンクリート製造で、福祉会館を除き、平屋が主である。

また、平成20年度に策定した将来構想以降、第7センター及び緑区の取り壊しが行われた。今後は、新第2センターを現在の住吉区に建替え、現在の第1センターと新第2センターに施設を集約していく予定となっている。

表 施設規模

敷地面積	300,632 m ²
建築延面積	36,301 m ²
病棟	18,883 m ²
管理棟	2,901 m ²
診療棟	2,474 m ²
公務員宿舎	1,533 m ²
その他	10,510 m ²

資料：沖縄愛楽園

表 施設機能の概要

(1) 医療部門	【診療部門】内科、精神科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、歯科 病棟50床（休棟中）、治療センター40床（血液透析室を併設）
(2) 看護・介護部門	第1不自由者センター、第2不自由者センター、第6不自由者センター 第3不自由者センター（休棟中）
(3) 福祉部門	一般舎：壺区、住吉区
(4) サービス部門	給食棟、汽缶棟、営繕室、電気室、家政室、理容室、美容室、ミシン室、洗濯棟、車庫、入所者自治会事務所
(5) 管理部門	庶務課、会計課、福祉課
(6) その他	QOLセンター、公会堂、郵便局、売店、食堂、ゲートボール場、友愛の広場、交流会館、納骨堂、霊安棟

資料：沖縄愛楽園

表 主な施設（建物）の概要

〈診療・介護・生活施設〉

		完成年月	構造	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	備考
①	治療棟	S59.3	RC2F	1,344	1,785	外来診察室・薬剤科・検査科・放射線科・手術室等
②	機能訓練棟	S60.3	RC1F	462	462	リハビリ訓練

資料：沖縄愛楽園

		完成年月	構造	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	医療法病床数	備考	
病棟	③	第1病棟	H2.3	RC1F	1,185	1,242	50	休棟中
	④	治療センター	S59.3	RC1F	966	966	40	
		小計			2,151	2,208	90	
不自由者棟	⑤	第1センター	H22.3	RC2F	4,113	4,321	46	
	⑥	第2センター	S58.3	RC1F	4,389	4,389	89	
			H4.3					
			H5.3					
			H13.3					
	⑦	第3センター	S54.3	RC1F	2,492	2,492	52	休棟中
⑧	第6センター	H16.8	RC1F	4,413	4,413	78		
	小計			15,407	15,615	265		
一般舎	⑨	壹区	S61.3	RC1F	292	292	8	2棟
	⑩	住吉区	S57.3 S58.3	RC1F	1,113	1,113	56	8棟 (うち1棟は集会所)
		小計			1,405	1,405	64	
合計					18,963	19,228	419	

資料：沖縄愛楽園

〈主な福利厚生施設など〉

		完成年月	構造	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	備考
⑪	福社会館	S63.3	RC2F	345	515	外来診察受付・入所者にかかる諸手続き・交流事業受付等
⑫	公会堂	S62.3	RC1F	674	715	式典・舞台交流・講演・屋内運動
⑬	屋内訓練棟	H3.3	RC1F	544	553	集会ホール・入所者の諸サークル活動室
⑭	福利厚生棟	H8.3	RC1F	401	401	園内売店・食堂
⑮	面会人宿泊所	H4.3	RC1F	546	546	14室 (1室3人まで)
⑯	一時宿泊所	S54.12	RC1F	129	129	1室 (30~40人)
⑰	交流会館	H25.11	SRC2F	1,001	1,476	ハンセン病歴史資料館

資料：沖縄愛楽園

(2) 歴史的背景

明治6（1873）年、ノルウェーのハンセン博士によって、ハンセン病が抗酸性桿状菌^{かんじょうきん}の感染によって発する伝染病の一種であることがわかった。

日本では、明治37（1904）年に第1回全国ハンセン病患者調査が行われ、当時の患者数は30,393人と発表された。そして明治40（1907）年3月18日らい予防法が公布され、明治42（1909）年4月1日、らい予防法による5つの連合会県立の療養所が開設された。

沖縄県のハンセン病患者数は日本本土各県の3倍に達する709人で、小笠原諸島・伊豆七島と合わせて国立療養所設置計画の対象となっていた。

明治40（1907）年以降、県内に療養所を設置する動きが始まったが、地域住民の反対により中止せざるを得なかった。

その後、昭和2（1927）年に熊本回春病院より派遣された青木恵哉によって、屋我地島大堂原に9,900㎡の土地が購入され、昭和13（1938）年によく国立療養所沖縄愛楽園が開所した。沖縄県に国立らい療養所設置計画案が沖縄県会で否決されて以来、実に29年目に沖縄本島に療養所が創設された。

その後、昭和16（1941）年には国に移管され、昭和27（1952）年の琉球政府発足と同時に琉球政府所管となり、沖縄愛楽園に名称変更となった。昭和47（1972）年の日本復帰に伴い厚生省（現厚生労働省）に移管され、国立療養所沖縄愛楽園となり、現在に至っている。

表 沖縄愛楽園沿革

1873年（明治6）	ハンセン病の病原菌が発見される
1904年（明治37）	らい予防法発布
1909年（明治42）	「らい予防に関する法律を42年4月1日より施行する件」が定められる
1910年（明治43）	沖縄県にらい療養所設置計画案が沖縄県会で否決される
1927年（昭和2）	熊本回春病院より青木恵哉が沖縄に派遣される
1932年（昭和7）	嵐山事件
1935年（昭和10）	屋部の焼き討ち事件（10月） ジャルマ島から屋我地大堂原の納骨堂付近に上陸（12月）
1937年（昭和12）	三井報恩会が沖縄 MTL 相談所を設立
1938年（昭和13）	国立療養所沖縄愛楽園開園
1941年（昭和16）	国に移管される
1946年（昭和21）	米軍民政府の所管となる
1952年（昭和27）	琉球政府創立と同時に琉球政府の所管
1972年（昭和47）	日本復帰に伴い厚生省に移管され、国立療養所沖縄愛楽園となる
1996年（平成8）	「らい予防法廃止に関する法律」の施行
2008年（平成20）	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の成立
2009年（平成21）	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2010年（平成22）	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日の実施
2011年（平成23）	「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立
2013年（平成25）	国立ハンセン病資料館設立20周年記念事業
2014年（平成26）	重監房資料館開館式
2015年（平成27）	特定配偶者等支援金制度スタート
2017年（平成29）	追悼、慰霊及び名誉回復の行事 「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」開催（沖縄県那覇市）
2018年（平成30）	国立療養所沖縄愛楽園が80周年を迎え、11月29日に記念式典を開催

出典：沖縄愛楽園 HP を参考に作成

(3) 入所者の状況

① 入所者の年齢構成とその推移

沖縄愛楽園の入所者は、平成30年5月1日現在で147人となっており、平均年齢は84.01歳である。年齢構成別にみると、「90～99歳」が最も多く31.3%を占める。

平成21年からの10年間で117人減少しており、今後も減少していくと予想される。

表 年代別入所者数の推移

年代 (歳)	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	比率
35～39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
40～44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
45～49	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
50～54	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0.0%
55～59	14	9	6	5	3	1	1	0	1	1	0.7%
60～64	11	14	16	14	15	12	7	5	4	3	2.0%
65～69	18	13	9	9	8	12	14	15	14	14	9.5%
70～74	31	30	24	17	15	14	10	9	7	6	4.1%
75～79	47	42	39	39	36	27	29	21	17	14	9.5%
80～84	60	55	51	47	40	40	37	32	29	29	19.7%
85～89	39	44	47	51	54	52	48	45	41	31	21.1%
90～99	41	37	36	40	42	40	34	37	45	46	31.3%
100歳以上	1	2	3	1	1	2	6	4	2	3	2.0%
計	264	248	232	224	215	201	187	169	160	147	100.0%

※各年5月1日現在

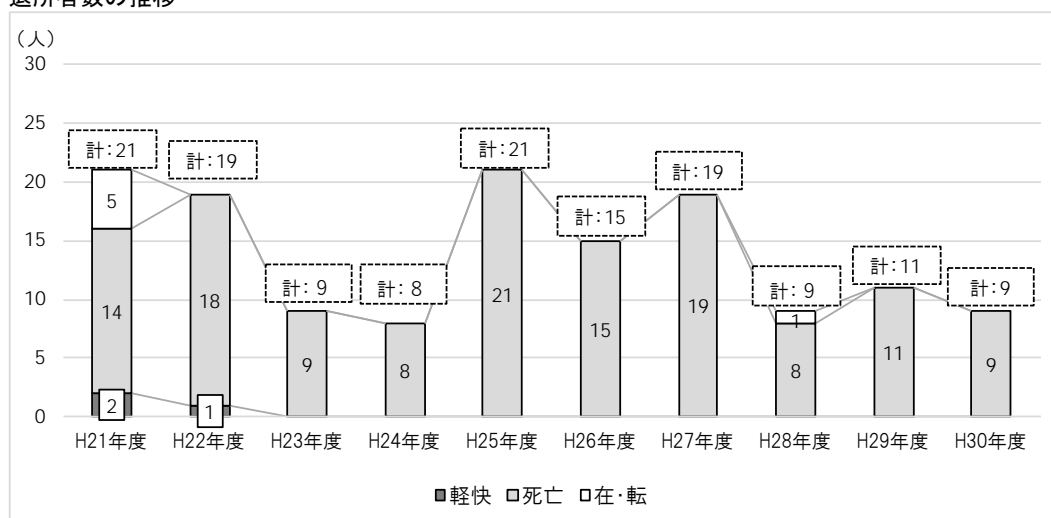
資料：沖縄愛楽園

② 退所者数の推移

退所者数の推移をみると、平成21年度以降増減を繰り返している。

平成23年度以降は軽快退所をした方はおらず、在・転退所の方も平成21・28年度のみとなっており、大半が死亡による退所となっている。

表 退所者数の推移



資料：沖縄愛楽園

③ 施設別入所者数

施設別入所者数をみると、平成 30 年 9 月 1 日現在、不自由者棟の入所者が 118 人で 8 割以上 (81.9%) を占め、軽症者棟 23 人 (16.0%)、病棟 3 人 (2.08%) となっている。

平成 20 年と比較すると、病棟・不自由者棟・軽症者棟ともに入所者数は減少している。

表 施設別入園者数

		医療法病床数		入所者数	
		H20 年 11 月 1 日	H30 年 9 月 1 日	H20 年 11 月 1 日	H30 年 9 月 1 日
病 棟	第一病棟	50	50	8	0
	治療センター	40	40	20	3
	小計	90	90	28	3
不自由者棟	第 1 センター	46	46	29	33
	第 2 センター	93	89	59	37
	第 3 センター	52	52	44	0
	第 6 センター	78	78	63	48
	第 7 センター	0	0	—	—
	小計	269	265	195	118
軽症者棟	壹区	8	8	8	7
	住吉区	56	56	36	16
	緑区	0	0	—	—
	小計	64	64	44	23
合計		423	419	267	144

※第一病棟・第 3 センターは現在休棟中

資料：沖縄愛楽園

(4) 職員の状況

職員数は、平成 30 年 5 月 1 日現在、行政職・医療職・福祉職合わせて 357 人となっており、平成 21 年からの 10 年間で最も多くなっている。

職員数の推移をみると、行政職については平成 21 年から平成 27 年まで減少しているものの、平成 28 年以降は増加している。医療職は平成 21 年以降微増減を繰り返しながらも増加しており、福祉職は増加している。

表 職員の推移 (各年 5 月 1 日現在)

区分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金	定員	賃金
行政職 (一)	14	8	14	8	14	8	15	7	16	7	16	7	15	6	16	4	16	8	16	10
行政職 (二)	89	77	86	79	82	78	80	78	80	74	81	75	84	69	88	77	88	74	87	80
行政職 計	103	85	100	87	96	86	95	85	96	81	97	82	99	75	104	81	104	82	103	90
	188		187		182		180		177		179		174		185		186		193	
医療職 (一)	11	0	10	0	12	0	9	0	9	0	9	0	8	0	10	1	10	1	11	1
医療職 (二)	18	0	18	0	17	0	19	0	20	0	18	0	19	0	19	0	20	1	20	1
医療職 (三)	107	5	112	0	123	0	116	0	121	0	120	2	124	1	123	0	121	1	121	6
医療職 計	136	5	140	0	152	0	144	0	150	0	147	2	151	1	152	1	151	3	152	8
	141		140		152		144		150		149		152		153		154		160	
福祉職	1	0	1	0	2	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	4	0	4	0
計	240	90	241	87	250	86	242	85	249	81	247	84	253	76	259	82	259	85	259	98
合計	330		328		336		327		330		331		329		341		344		357	

※定員：定員内職員 賃金：賃金職員 (定員外職員)

資料：沖縄愛楽園

(5) 利用状況（一般外来、イベント、交流など）

① 一般外来

平成 29 年度の診療実績をみると、入所者が全体の 9 割強（95.5%）を占め、退所者は 1.3%、地域住民は 1.6%となっている。

平成 19 年度と比較すると、入所者の利用割合が 1.3 ポイント、地域住民の利用割合が 0.6 ポイント増加しているものの、その人数は減少している。

表 診療科別延患者数（平成 19 年度・平成 29 年度比較）

（単位：人、%）

	平成 19 年度	平成 29 年度
入所者	49,318 94.8%	24,577 95.5%
地域住民	516 1.0%	401 1.6%
退所者	689 1.3%	330 1.3%
その他	1,501 2.9%	427 1.7%
計	52,024 100.0%	25,735 100.0%

資料：沖縄愛楽園

② 来園者の状況

平成 29 年度の来園者の状況をみると、年間 5,655 人が来園しており、平成 19 年度よりも約 3.3 倍（平成 29 年度 1,769 人）増加している。

表 月別来園者数（平成 29 年度）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
施設見学	(2) 435	(5) 347	(8) 618	(8) 513	(14) 461	(10) 709	(12) 513	(16) 709	(13) 466	(8) 290	(7) 281	(9) 292	(112) 5,634
激励交流								(1) 21					(1) 21
スポーツ交流		(1) ※2-1						(1) ※2-2	(1) ※2-3				(3) ※2
計	(2) 435	(6) 347	(8) 618	(8) 513	(14) 461	(10) 709	(12) 513	(18) 731	(14) 166	(8) 290	(7) 281	(9) 292	(116) 5,655

※1 各欄の（ ）書きは団体数

資料：沖縄愛楽園

※2 合計約 530 人

- ・ 2-1 名護市長杯ゲートボール大会
- ・ 2-2 国立療養所沖縄愛楽園園長杯ゲートボール大会
- ・ 2-3 那覇地方法務局名護支局・名護人権擁護委員協議会ソフトバレーボール交流会

③ 交流イベントについて

沖縄愛楽園では、子どもたちとのミニスポレク大会や沖縄愛楽園夏まつり等の地域住民との交流を行っている。

特に、沖縄愛楽園自治会主催で開催される夏祭りでは、地域の保育園や県内の様々なアーティストを招いたり、花火を行ったり等華やかに行われ、多くの観客が訪れる園の一大イベントとなっている。

その他、県内外の学生による看護体験や施設訪問、園主催の文化祭、ゲートボール大会、敬老会、慰霊祭等が行われている。



④ 沖縄愛楽園入所者自治会の活動

ハンセン病違憲国賠裁判以後、人権、平和、福祉の学びの場として、沖縄愛楽園に多くの人々が訪れるようになった。これまで園内案内は入所者自治会が行ってきたが、平均年齢が84歳（平成30年）となり、その継続が困難になってきている。自治会では、沖縄愛楽園の歴史を後世に語り継ぐために平成14（2002）年から市民ボランティアによる聞き取り調査を実施した。調査を通じて市民が沖縄愛楽園に足を運び、入所者と向き合い、ハンセン病問題に関する理解を深めた。平成16（2004）年には自治会が全国で初めて雇用者として職員を採用して証言集編集事務局を設置し、聞き取りで得た証言の編集作業にあたった。その成果が「沖縄県ハンセン病証言集 資料編」（2006年）と「同沖縄愛楽園編」（2007年）の2冊となっている。しかし、証言集編集事務局は、平成20（2008）年3月に残務処理を終え、閉鎖されることとなった。

事務局閉鎖後、資料の保管方法をどうするか、事務局の窓口・情報発信機能をどのように引き継ぐかが懸案事項となり、またハンセン病療養所の将来をどうするか、地域社会を巻き込んだ重要な課題となっていた。そこで自治会では、ハンセン病問題ネットワーク（通称ハネット）と協力し、証言集等を活用し、沖縄愛楽園の歴史を学び、入所者の心を理解し、沖縄愛楽園のことを人々に紹介できる、沖縄愛楽園ガイド講座を開催することとなった。

ガイド講座は計3回、延べ9時間の内容で、ハンセン病や沖縄愛楽園の歴史、宮古島や県外の療養所の現状等、入所者の体験や講師を招き、実際に行っているガイド現場をまわるといった内容となっている。

また自治会では、平成29年から沖縄愛楽園の歴史とハンセン病、らい予防法について学ぶ教職員向け講座を開催しており、平成30年は県内外から約40人の教職員や学生らが参加し、体験者による講話やワークショップ、施設見学等を行った。

2 沖縄愛楽園の敷地概要

(1) 地勢（地形、地質、植生）

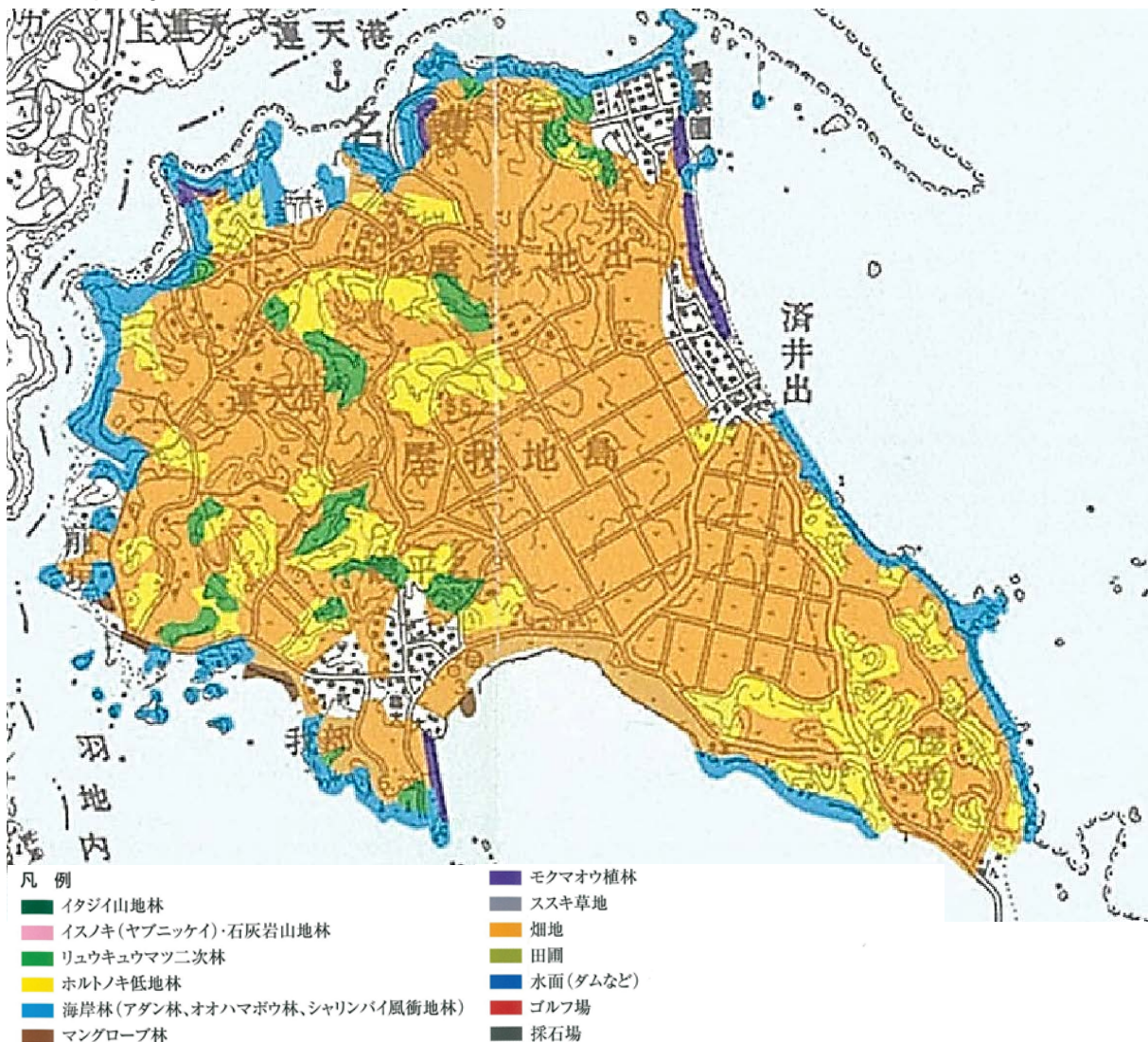
沖縄愛楽園が所在する名護市屋我地島は、沖縄本島北部の羽地内海に浮かぶ島で、市の北西に位置する。北に古宇利島、西にワルミ海峡を経て今帰仁村に面した島で、周囲は約 16km、最高地点の標高は 55.2m の低い丘陵となっており、比較的平坦な島である。

屋我地島は、地質的に本部半島の古い時代の岩石と、脊梁部を作る国頭層群との間を埋めるように堆積したもので、礫層を中心としたなだらかな低い丘陵を形成する。

島のほとんどの土地は畑地として利用されており、ところどころリュウキュウマツ林やホルトノキ林、海岸沿いは海岸林（アダン林、オオハマボウ林、シャリンバイ風衝地林）となっている。沖縄愛楽園敷地内は、沿岸部に海岸林・モクマオウ植林、内陸部にリュウキュウマツ二次林・ホルトノキ低地林・畑地がある。

島内には饒平名、我部、運天原、屋我、済井出の 5 つの字があり、平成 30 年 4 月 1 日現在、1,533 人、808 世帯が暮らしている。

図 屋我地島植生図



(2) 土地所有区分

沖縄愛楽園の敷地範囲には、以下の9つの地籍で構成されており、全て厚生労働省が所有している。

表 沖縄愛楽園敷地

所在	地番	地目	地積
名護市済井出大堂	1188 番	畑	99,652 m ²
	1205 番 1	畑	1,120 m ²
	1216 番	宅地	172,145.45 m ²
	1216 番 2	宅地	1,793.58 m ²
	1242 番	原野	515 m ²
	1246 番	畑	280 m ²
	1257 番	畑	327 m ²
	1285 番	畑	24,273 m ²
	1285 番 2	雑種地	525 m ²
	合計		

※他ページの敷地面積の合計は、少数以下を繰り上げた数値となっている。

出典：法務局



(3) 土地利用の現況

園西側の旧第3・第6センターと運動場の間は、ゲートボール・パークゴルフ場が整備されており、また入所者の農園や作業小屋が見られる。また、運動場より西側は現在未利用地となっている。

図 現在の沖縄愛楽園園内図



出典：沖縄愛楽園自治会 HP より

図 簡易測量結果



3 土地利用規制現況

平成 29 (2017) 年現在の沖縄愛楽園の敷地内における主な土地利用規制には、「都市計画区域」「沖縄海岸国定公園第 2 種特別地域」「沖縄海岸国定公園普通地域」「埋蔵文化財包蔵地」等があり、屋我地島全体及び周辺海域は国の鳥獣保護区に指定されている。

また、名護市ハザードマップでは、敷地の東側及び北側海岸が津波浸水区域に指定されており、敷地内には津波避難場所が設置されている。

表 土地利用規制現況

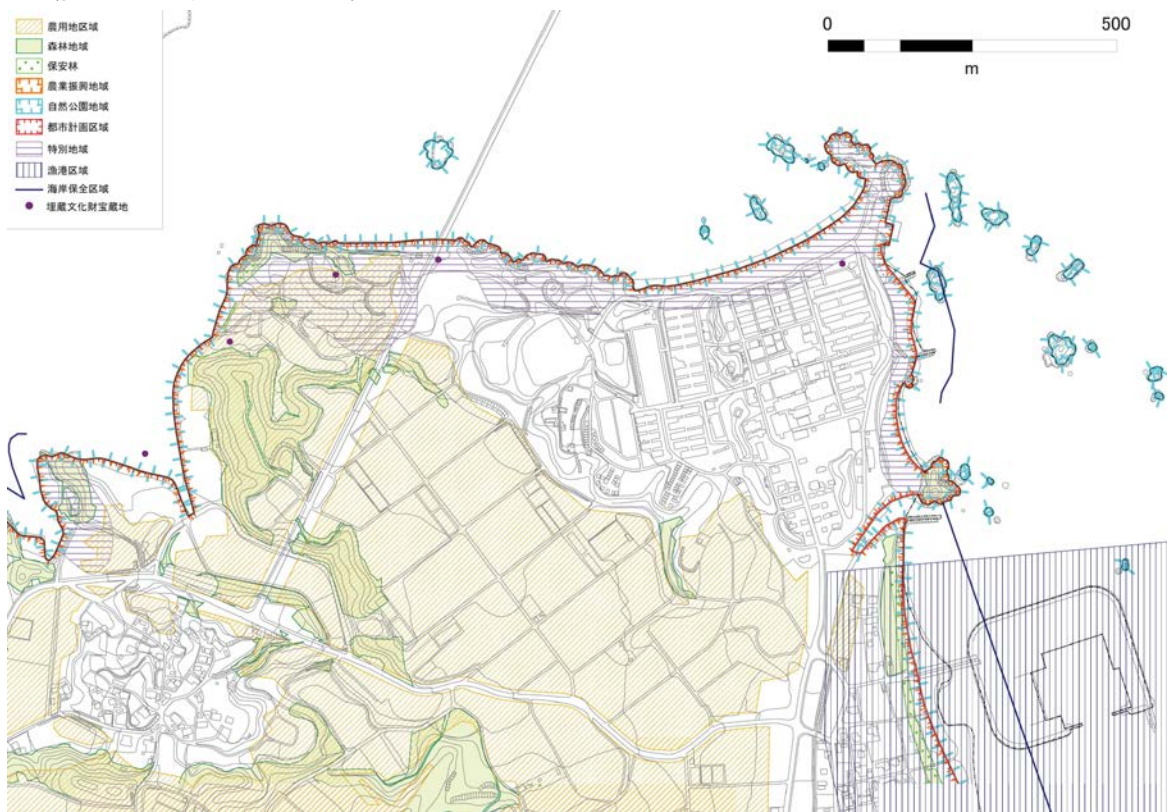
土地利用規制	根拠法令	関連する規制内容（抜粋）	規制権者
都市計画区域	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内において、政令で定める規模以上（※）の開発行為（主として建築の用又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）について許可が必要。 ・建築物を建築しようとする者は、建築主事等の確認が必要。 	知事（開発行為）
沖縄海岸国定公園 （第二種特別地域）	自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物を新築し、改築し、または増築すること。 ・牧畜を伐採すること。 ・環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 ・鉱物を採掘し、または土石を採取すること。 ・広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ・屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 ・水面を埋め立て、又は干拓すること。 ・土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 ・高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。 ・環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ・屋根、壁面、堀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類する物の色彩を変更すること。 <p style="text-align: right;">（全 18 項目）</p>	知事
沖縄海岸国定公園 （普通地域）	自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む）。 ・広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ・水面を埋め立て、又は干拓すること。 ・土地の形状を変更すること。 	環境大臣、知事
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財に関する調査のための土地の発掘する場合は、発掘着手 30 日前までに届け出ること（第 92 条第 1 項）。 ・土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合工事着手 60 日前までに届け出ること（第 93 条第 1 項）。 <p>上記について、保護上特に必要あるときは、発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘</p>	文化庁長官

		<p>の禁止、停止若しくは注視を銘ずること及び発掘に関し必要な事項を指示することができる（第92条第2項、第93条第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の機関等が土木工事等により発掘する場合は、事業計画の策定段階であらかじめ通知すること（第94条第1項）。 <p>上記について、保護上特に必要があるときは事業計画の策定及び実施について協議すること又は勧告することができる（第94条第3項、4項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡と認められるものを発見したときは、土地所有者又は占有者は、その現状を変更することなく届け出ること（第96条第1項）。 <p>上記について、保護のための調査の必要があると認める場合は、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずること（第96条第2項）。</p>	
国指定鳥獣保護区	<p>獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟が禁止（狩猟鳥獣・非狩猟鳥獣のいずれも捕獲等及び鳥類の卵の採取等が禁止）される。また、営巣、給餌等保護繁殖施設設置に係る受忍義務がある。（但し、学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止のための捕獲は環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて可能である。） 	環境大臣、知事

※名護市は非線引き都市計画区域のため、開発行為許可申請については3,000㎡以上が対象となる。

出典：沖縄県

図 敷地内及び周辺の土地利用規制現況図



出典：沖縄県土地利用規制現況図より作成

図 開発行為の定義

開発行為とは

建築物の建築等に供する目的で行う「土地区画形質の変更」をいいます。

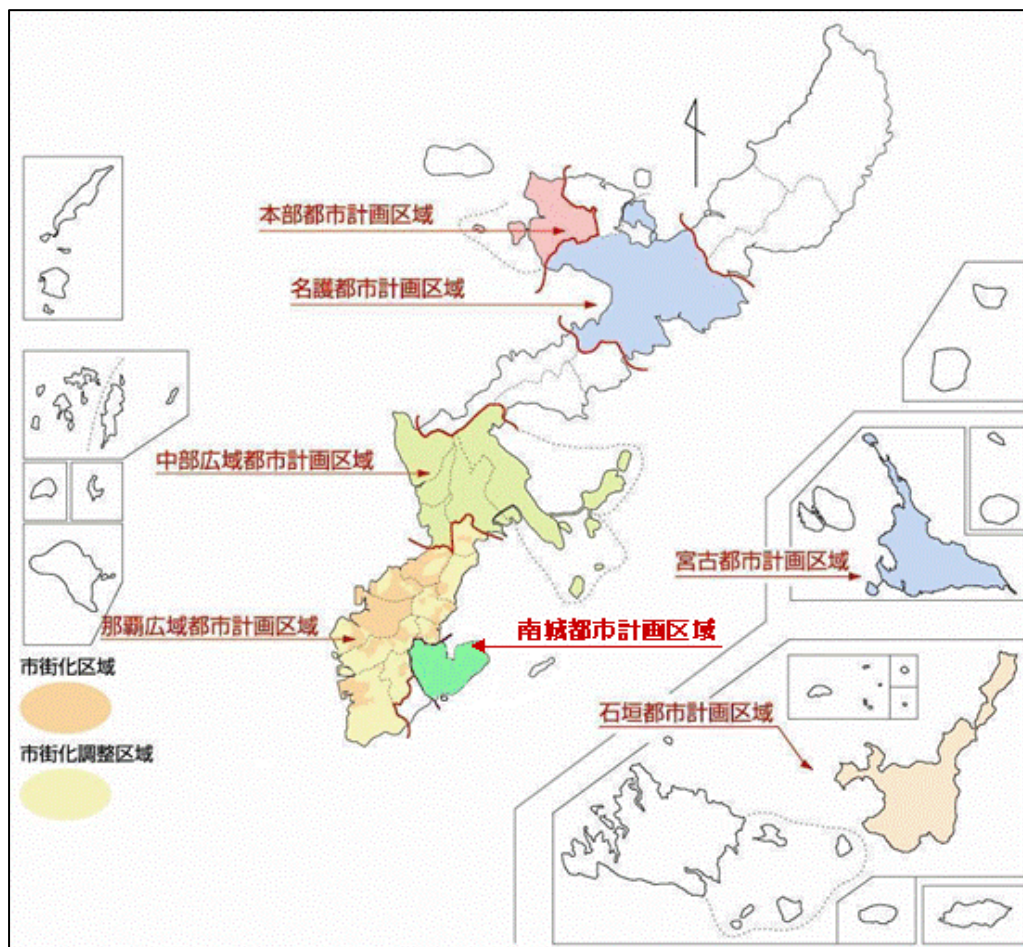
土地区画形質の変更とは

以下に該当する場合、土地区画形質の変更となります。

区画の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用形態としての区画の変更 ※一団の土地を分割し宅地分譲を行う場合など、単なる分合筆の権利区画の変更は該当しない
形の変更 (右のいずれか)	・盛土の最大高さが1mを超える場合
	・切土の最大高さが2mを超える場合
	・切土と盛土の高低差が2mを超える場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・切土・盛土量の合算 1,000m²未満 : 平均で50cm以上 1,000m²以上 : 平均で30cm以上
質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築に伴い、登記簿上の地目が宅地及び雑種地以外の土地を宅地に変更する場合

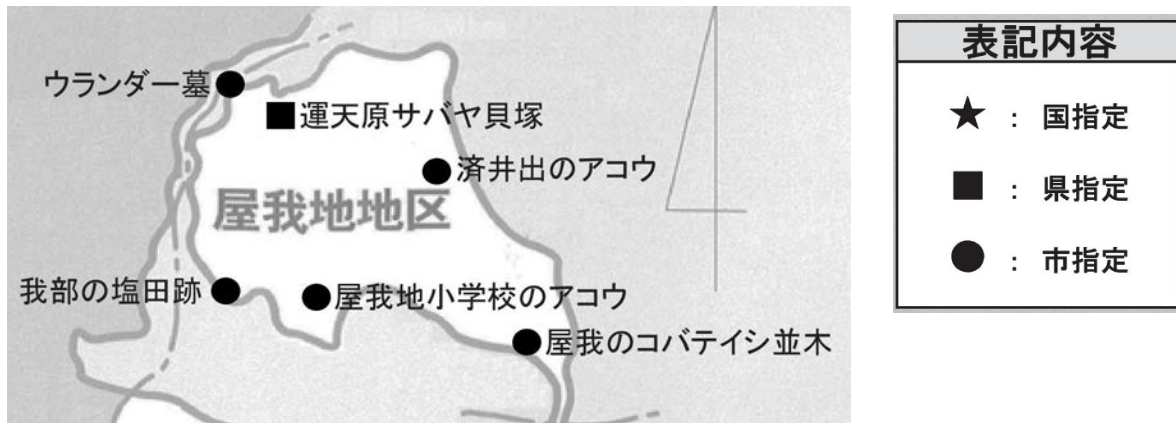
出典：沖縄県 HP

図 沖縄県都市計画区域



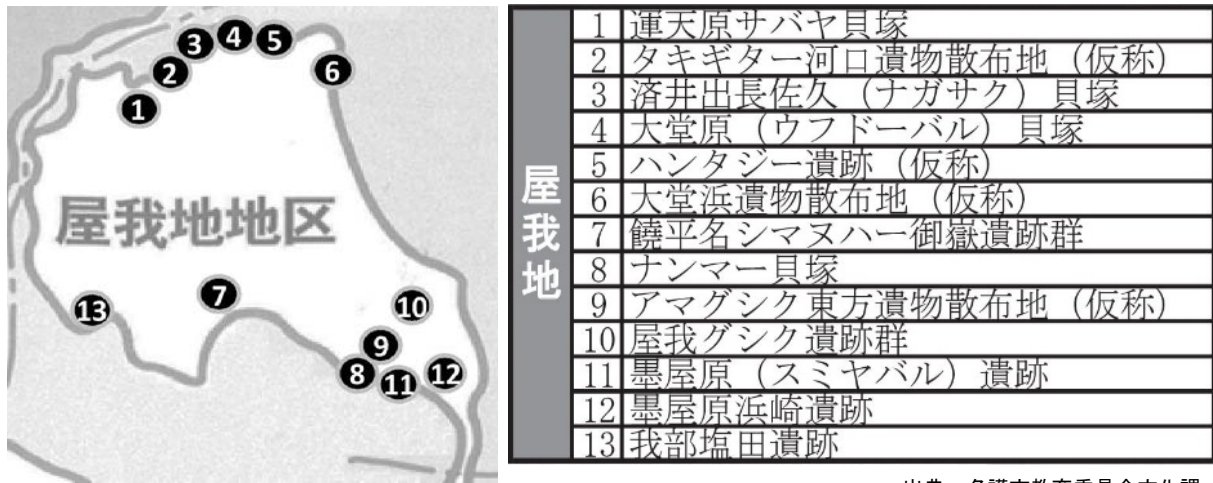
出典：沖縄県 HP

図 屋我地島の指定文化財分布図



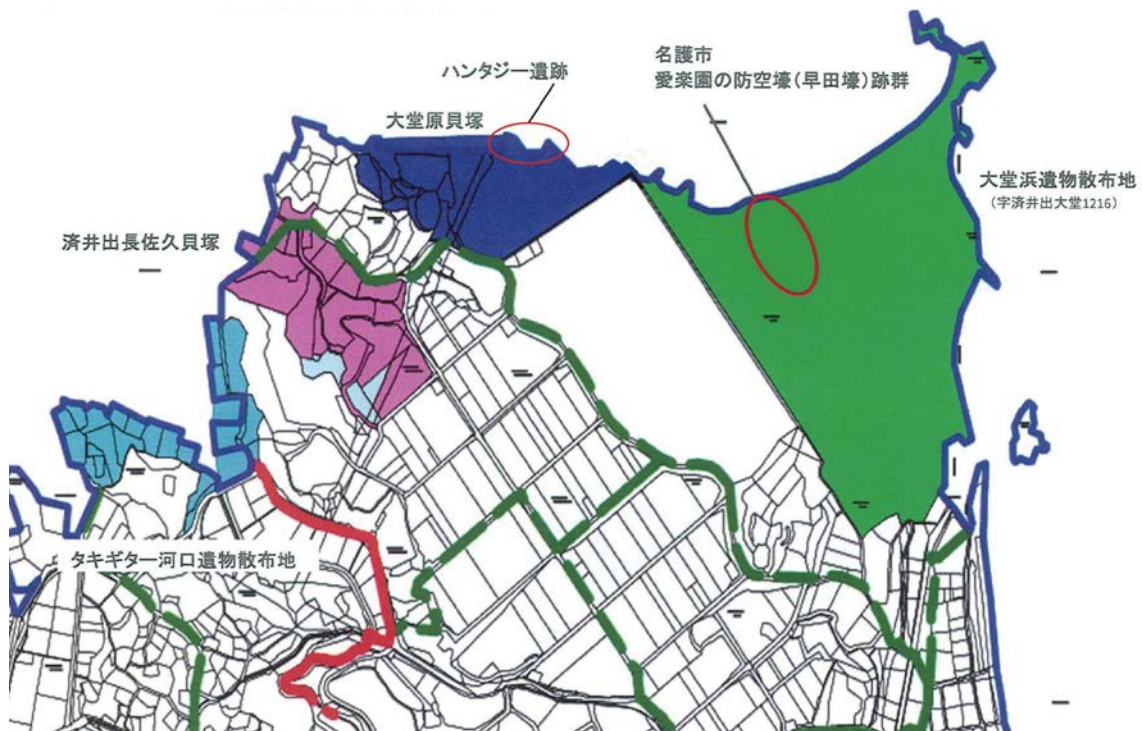
出典：名護市教育委員会文化課

図 屋我地島の遺跡分布図



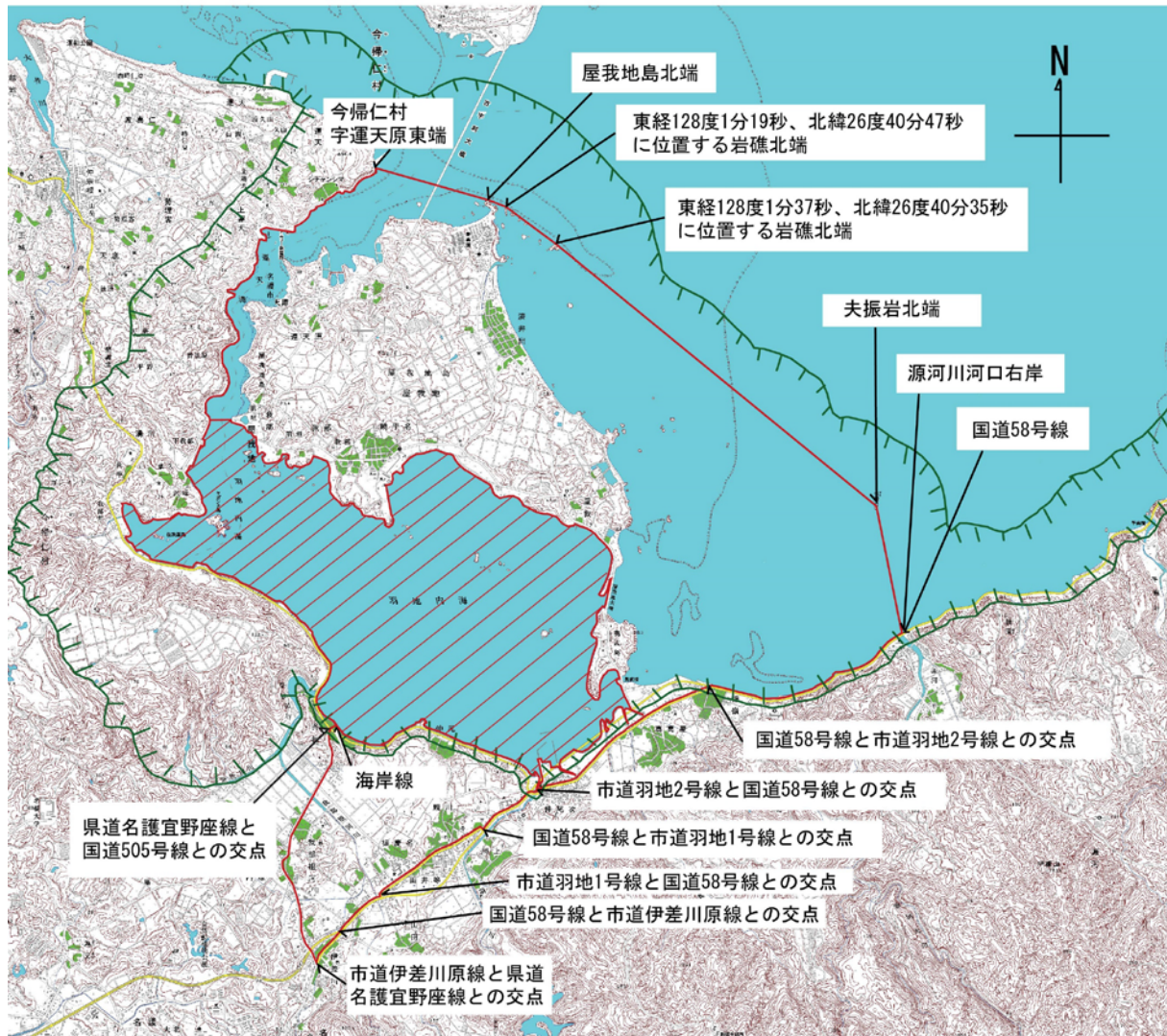
出典：名護市教育委員会文化課

図 屋我地島の遺跡（沖縄愛楽園周辺）



出典：名護市教育委員会文化課

図 国指定屋我地鳥獣保護区区域説明図



凡例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区
	沖縄海岸国定公園

沖縄県名護市の市道伊差川原線と県道名護宜野座線の東側との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み国道505号線との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を北東に進み同線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み国頭郡今帰仁村字運天原東端に至り、同所から同所と屋我地島北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経128度1分19秒、北緯26度40分47秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経128度1分37秒、北緯26度40分35秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と夫振岩北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と源河川河口右岸とを結ぶ直線を南進し国道58号線との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市稲嶺区の同国道と市道羽地2号線の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と市道との交点に至り、同所から同市道を西進し同市道と同国道との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を西進し同線と同国道との交点に至り、同所から同国道を西進し市道羽地1号線との交点に至り、同所から同市道を西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市伊差川区の同国道と市道伊差川原線の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と市道との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域

出典：環境省

図 沖縄海岸国定公園指定区域

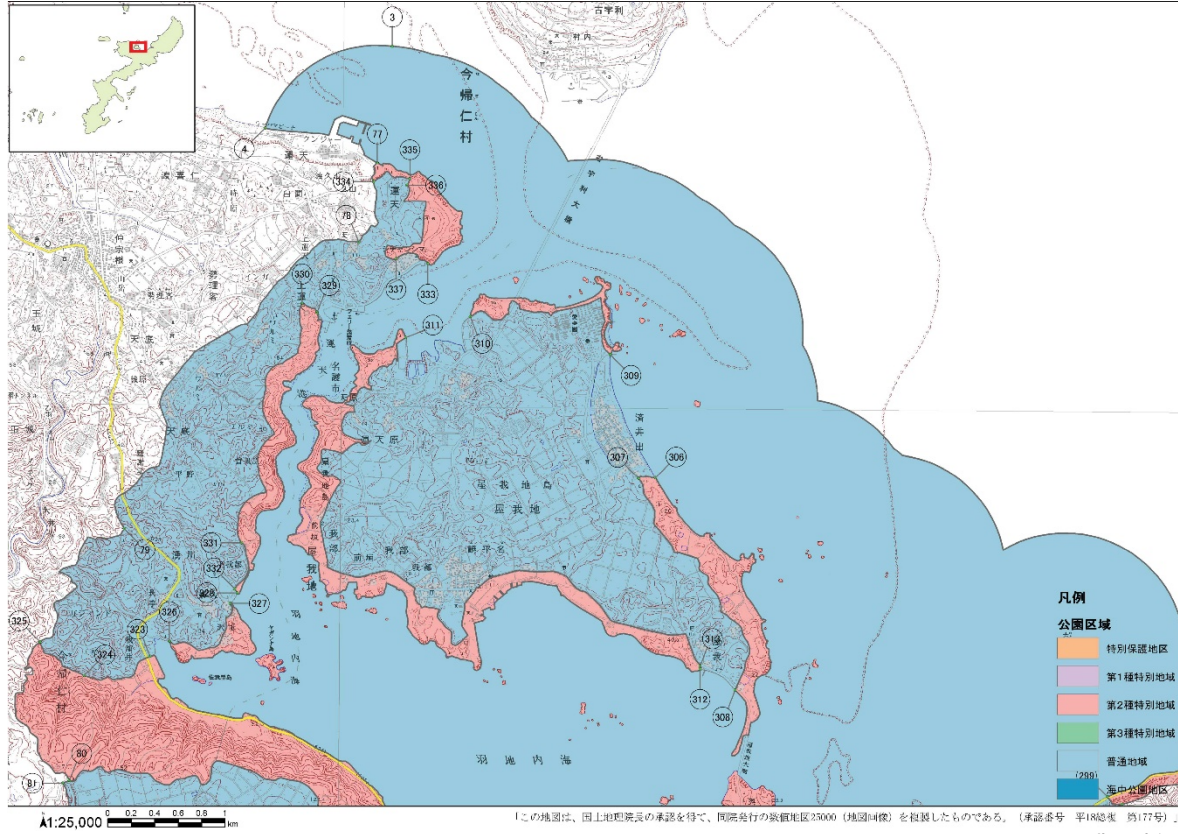


図 名護市ハザードマップ



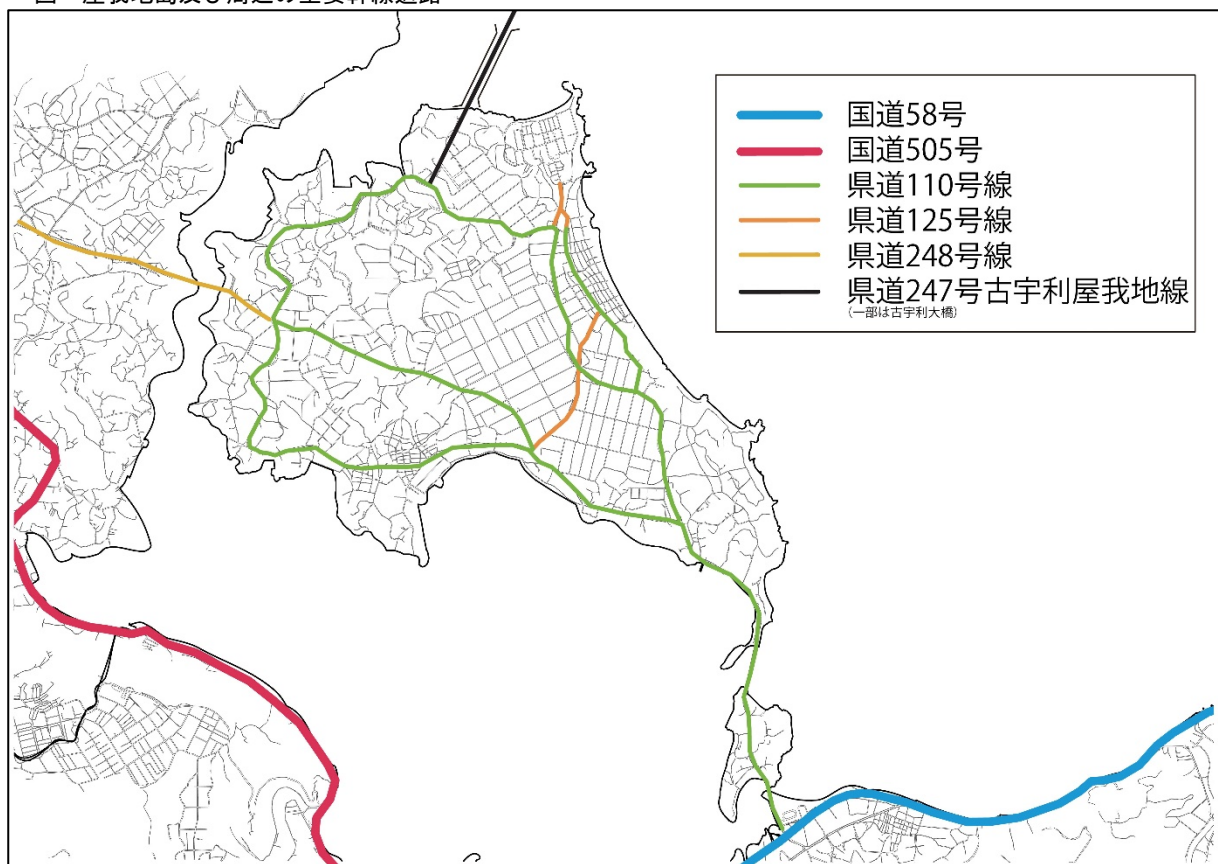
4 インフラの状況(道路、海岸、交通)

沖縄愛楽園の所在する屋我地島へは、名護市を通る国道 58 号から県道 110 号線・屋我地大橋を
通って奥武島・屋我地島へ渡る方法と、今帰仁村を通る国道 505 号から県道 248 号線・ワルミ
大橋を渡って渡る方法の 2 通りである。主な交通手段は自動車、公共交通機関は路線バスが 1
系統通っている。

屋我地島内は、県道 110 号線及び県道 125 号線が主要道路となっている。また、平成 22 年に
ワルミ大橋が開通したことにより県道 248 号屋我地仲宗根線が全線開通し、今帰仁村へのアクセ
スが容易となった。

沖縄愛楽園へは、島内主要道路 2 本を通ることになる。園内では園内通路が整備されており、
園内を自動車で移動することが可能である。

図 屋我地島及び周辺の主要幹線道路



出典：北部国道事業概要を参考に作成

図 72 系統バス路線



出典：バスマップ沖縄